

● 除雪の内容

- (1) 除雪は、生活道路の新雪除雪のため、札幌市の除雪車が入った日に 1日1回 実施します。降雪のたびに実施するものではありません。
- (2) 道路に面した出入り口は幅 1.5 m 程度、出入り口から玄関先まで（敷地内）の通路部分は歩行に支障のないよう幅 80 cm 程度で除雪します。道路に面した出入り口付近の除雪は 1カ所のみ とし、車庫前およびロードヒーティング使用部分は除きます。排雪は行いません。通路部分で除雪した雪は、敷地内に堆積します。また、歩道除雪路線については、歩道と車道の間は除雪しません。
- (3) 実施期間は、**令和7年12月1日(月)～令和8年3月20日(金・祝)** です。
- (4) 除雪作業は、利用者から時間指定できません。実施時間は除雪車による道路除雪の作業終了後からお昼の12時までとし、大雪等やむを得ない場合には、実施が遅れることがあります。
- (5) 敷地内の通路部分が著しく長い場合、除雪内容（範囲や時間帯等）についてご相談させていただくことがありますので、予めご了承ください。

● 利用対象世帯

下記の3つの項目に全て該当する世帯が利用対象世帯となります。

- 道路に面している一戸建ての住宅に住んでいる世帯（入院中・施設入所中の方は対象外）
- 約500メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住していない世帯
- 世帯員全員が以下の条件の（1）から（4）のいずれかに該当し、自力で除雪することが困難と認められる世帯（二世帯住宅等の形式で道路に面した出入口部分を共有している場合は、それらをひとつの世帯とみなします。）

- （1）70歳以上の方（生年月日が昭和31年4月1日以前の方）だけで構成されている世帯
- （2）重度（1・2級）の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- （3）70歳以上の方と重度の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- （4）市社会福祉協議会が特に認める世帯

〔市社会福祉協議会が特に認める世帯と考えられる例〕

- 重度の知的障がいのある方または精神障がいのある方だけで構成されている世帯
- 中度（3・4級）の肢体不自由または内部障がいのある方だけで構成されている世帯
- 重度の身体障がいのある方と65歳以上の病弱の方だけで構成されている世帯
- 重度の身体障がいのある方と学齢児童以下の方だけで構成されている世帯
- 介護保険のサービスを利用している方だけで構成されている世帯